

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和6年12月18日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後0時28分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (7名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐 毛利 元	議事係主事	福田 佳菜
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏		
	<p>【健康子ども部】</p> 健康子ども部長 竹内 一敏 子ども家庭局長兼子ども未来課長 小野澤裕子 子ども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 子ども家庭センター所長 森田 誠一 子ども家庭センター所長補佐 山根 径 子ども発達支援センター所長 平戸 由美 子ども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 福政 民栄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 地域医療総合支援センター長 網谷 憲治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章		

傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

◆**星見健蔵委員長** 皆さんおはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会します。本日の日程はお手元に配布のとおりです。まず、市立病院の議案審査、続いて福祉部の議案審査、最後に健康こども部の議案審査及びその他の報告という流れにしておりますので、よろしくお願いたします。

【市立病院】

◆**星見健蔵委員長** それでは市立病院の審査に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をお願いします。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** はい。おはようございます。市立病院でございます。初めに、最近インフルエンザが流行しております。当院のことを言って恐縮なんですが、職員のほうですけど、今月11月、先月の4倍近い職員がインフルエンザに罹患しておりまして、こりゃあ気をつけないけんというような思いでおります。委員の皆さんも十分気をつけていただければという具合に思いますので。

本日はせんだって12月10日の日だったでしょうか、この福祉保健委員会でお話ししたとおり、議案第146号鳥取市病院事業会計補正予算ということで、概要につきましては、収益的収支のほうは主に人件費の減額、それから資本的収支のほうについては医療機器及び内視鏡室の増室等々の補正予算を組ませていただいております。今日は議案審議ということでよろしくお願いたします。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、それでは議案審査に入ります。皆様におかれましては、質疑、答弁において簡潔にさせていただきますようお願いたします。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第146号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）について（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第146号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 最初に、いただいた資料の7ページ。委員長、切ってください、マイク。

◆**星見健蔵委員長** 私は入れたままです、常に。

◆**岩永安子委員** そうなんですか。失礼いたしました。7ページの職員数なんですが、今年度前年度と比べてマイナス10になっていますが、4月1日のスタート時点は何人だったんでしょうか。予定どおり、予算立てたとおりのスタートができたのかどうかというようなこと、お願いたします。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。事務局次長松田でございます。補正予算のほうの人件費のこの減ですけども、年度末の退職者とか、途中で退職した者、そういったものを含んでおまして、早期退職含め医師の入替えもありますし、そういったところで一応正職10名と会計年度任用職員4名の14名の減という予算を立てておりますが、そういった予算上の入替えの部分もございまして、そういった部分で減にはなっておりますけども、4月1日の職員数、ちょっとお時間をいただければお答えをさせていただきたいと思っておりますけども、病院経営の定員といえますか、運営に必要な人数は確保しております、看護職等も昨年13人退職に対して14人採用しておりますし、充足しているような人員配置はしておるということで、また、ちょっと時間置いていただいたら人数はお答えしたいと思っておりますので。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今、そうすると、看護師は何人採用して何人退職になったというような形だったら、今、答弁していただいたので、そういう形で、じゃあ、教えてください。

◆星見健蔵委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 はい。すみません。令和5年度末での退職者については、医師が9名退職に対して令和6年は8名採用しております。それから看護師、看護職については13名の退職に対して14名採用しております。それから医療技術職ですけども、2名退職がありまして2名採用しておりますけど、職種で充足できてない部分はありまして。人数で言えば2名の減に対して2名の雇用ということにしております。それから事務員として1名退職がありましたけども、専門職で2名を雇用しております。4月1日時点での充足っていうことで言えば、トータルで25名の退職に対して28名採用。すみません。4月1日というか中途も含めて、今年中途採用した者も含めて28名採用しておりますので、減に対してはプラス3というような数字でございます。

先ほど答弁した中で10名の内訳については、これについては中途退職の者も含んでいますし、予算を立てた時点は昨年的人员数で予算を立てておりますので、そういった意味で減った部分について今回精査して補正をした部分がありますので、ちょっとその辺り答弁とは合致していない部分がありましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。なかなかコロナ後を受けて、やっぱり医療技術者、看護師、技術者含めて本当に大変な状況だったので、全国的には離職者も多いというような話もありますので、職場づくり、それから給与の面、いろいろの手立てが必要だというふうに思います。その辺はよろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。おはようございます。これから質問することがどの予算項目に入るのかということをお教えいただきたいという質問なんですけど、どこの県だったのでしょうか、結構医師が何度も医療過誤というか、そういったことがあって、和解金を払ったりとか、それに対して損害補償するというような、こういうケースがあったように思います。そういった場合、市

立病院ではどういう科目に、そういう和解金なり損失を、損害賠償をしたというような金額はどこを見れば分かるのでしょうか。そのケースがある、なしに関わらず。すみません。

◆星見健蔵委員長 平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 はい。多分、私のところの病院だけではないと思うんですが、どこの病院も多分保険に入っておるかと思うんです。それで、保険といってもいろいろありまして、1件当たり1億まで見る、それでそれが年間3億までとか、そういったことがどこの病院もしとると思うんですけど、今、坂根委員さんが言われたような案件の場合は、例えば訴訟になった場合、当然弁護士さんお互いにつけると思うんですけど、うちの場合も保険に入っておりまして、その保険会社からの推薦の弁護士、今、当院の顧問弁護士になっていただいているんですけど、それで、訴訟、判決が行われて、判決、第1審の判決が大体30か月、2年半かかると大体平均で言われているんですけど、そこでけりがつかなければ、もう一丁上に行くというパターンになるんですけど、そういったところで判決が出てお互いがそれで納得した場合、保険金で全部始末しますので、どこにということとは。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。では、保険金でということなので、この予算・決算上には出ないと、こういうことの理解でよろしいですか。はい。分かりました。そうしたらもう1つ追加で、じゃあ、今年度、まだまだ終わってないわけですけど、じゃあ、そういう和解だとか、そういうような、例えば訴訟に係るような関係の事案があったのかないのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 ありません。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。私、整形外科の手術支援ロボットですね、3次元のデータを取得して安全な施術と。この聞いたかも分かりませんが、この東部地区でこのロボットが入ってる病院があるのかないのか。それとこのロボット入れて、医師が施術するわけですけど、そのオペレーションですね、その技術に対する、このロボットに対応する技術の取得についてどのように対応されるか、お尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 波多野室長。

○波多野 哲総務課業務管理室長 はい。業務管理室の波多野と申します。先ほどの東部圏域で入っているかという話なんですけども、取りあえず今、整形外科のロボットというのはまだ東部圏域では入っておりません。それで、先ほど手術の医師のオペレートとのことなんですけども、それに関しては以前入れたダヴィンチほど厳しくはなくて、医師が今入ってる病院、ほかの他施設に行って症例を見学するという形と、あとはメーカーのほうに行って座学というか、講習を受ければそれは使えるという話を聞いておりますので、そこまでの期間はかからないというふうには考えております。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。私、機器の導入に賛成でして、この機器を入れることによって、もっと市立病院の整形外科が充実することを要望したいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 先日資料いただいたものの中に、電子カルテ改修等の費用が一式1,088万円の説明がありました。マイナ保険証オンライン資格確認対応等の改修を行うものっていうことで、健診センターの資格確認の費用も入っていますっていう説明でした。この1,088万円の中に、金額としてはどういう金額になっていますか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。電子カルテ改修等の1,088万円の内訳についてお答えします。まず、救急医療情報の閲覧機能が550万円、医療扶助のオンライン資格確認への対応が113万7,000円、手術映像の録画共有システムのストレージの交換費用が330万円、あと、最後に健診センターのマイナンバー保険証オンライン資格確認の対応が94万3,000円。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。健診センターのオンライン確認っていうことになりますと、各課の受付のところにカードリーダー置いたりとかいうことと併せて、この健診センターにもカードリーダーが置かれるということだと思います。以前にこういうカードリーダー置いたりすると補助金があるということをお聞きしたことがあるんですが、今回の場合は、補助金はどうなっているのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。岩永委員さんがおっしゃったように、当院、既に総合受付とか、各診療科の窓口でカードリーダー置いてるんですけど、その時点ではまだ国の補助が使えたので、導入の際には補助を使ってるんですけど、もうその補助は、今はもう使えない状況でして、それで、国のほうは追加の補助事業が組んであるんですけど、それは既に補助で入れた機械の利用者の数に応じて助成が受けられるものなんですけど、残念ながら当院、そこまで補助を受けられるまでの利用件数に達していませんので、現在のこの健診センターの導入については、補助は使えていないというのが現状です。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。もう既に市立病院の中には3台以上カードリーダー置いてあるということで、それに見合った利用者の数1台につき1,500人以上でしたかね、利用がないと補助金が出ないというような追加補助の制度になっているということでした。市立病院のマイナンバー保険証の利用率は、今、どれくらいになっているのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。マイナンバーカードの利用率ですが、令和9年の診療月分でございますと、失礼しました。令和6年の9月診療月の数になるんですけど、外来レセプト件数に対して利用者数のものと11%、オンライン資格確認の利用件数に対する利用者数ですと24%というふうになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。医療DXを進めようということで、いろいろ国のほうも補助金使ってっていうことに誘導しているということだなというふうに思いますが、なかなかこれから今回のオンラインの分も本当に、本来ならほかのことにも回せるような費用がここで発生をして、これからもこういう費用が膨れ上がってくるという制度になっているんじゃないかなというふうに危惧いたします。なかなか大変だなというふうに思って話を聞きました。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第146号令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい。ありがとうございます。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。皆様から何かございますか。よろしいですか。それではこれで市立病院を終了します。市立病院の皆様、ありがとうございました。

【福祉部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き福祉部に入ります。議案審査に入ります前に、藏増福祉部長より御挨拶をいただきたいと思えます。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 はい。おはようございます。福祉部の藏増でございます。本日御協議いただきますのは、福祉部に係ります補正予算の議案の4件と指定管理者の指定についての議案が7件でございます。説明につきましては前回の12月10日で御説明を申し上げております。本日は御協議をよろしくお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 はい、松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。初めに先日お配りした資料の訂正をさせていただきたいと思えます。資料の2の75ページです。今日、ペーパーでお配りさせていただいていると思えますが、福部町ほっとスイミングプール、福部砂丘温泉ふれあい会館の収支予算計画書75ページです。これの枠でちょっと困っておりますけれども、令和8年度～令和11年度の自主事業収入とその他の金額について誤りがありましたので訂正させていただきます。この資料につきましては指定管理者から提出いただいた資料を基に、委員会用の資料に再度、計算し直しております、委員会資料用の収入区分ごとに再計算しております。

正しい内訳は自主事業収入には水泳教室とか、物販などの収入を計上しております、それで、その他には自動販売機の収入を計上するところでしたが、間違っってその他のほうに物販の収入を計上しております、それで、数字のほうが違っておりますので本日お配りした数字が正しいものとなりますので御了承ください。大変申し訳ありませんでした。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。皆様におかれましては質疑、答弁において簡潔にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

）案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。先ほどの、すみません。訂正、質問はいけませんか。ごめんなさい。失礼しました。はい。別件でいきます。はい。すみません。よろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。まず、事業別概要書の17ページ下段、ここに障がい者福祉事務費ということで53万5,000円があります。それで、先回の委員会ではシステム改修を実施すると、こういう説明がありましたが、その事業の目的及び効果のところを見ますと、手帳カバー等の必要な物品経費というのも入っているんですね。それで、じゃあ、53万5,000円の中にこれが含まれているのかどうなのか、そのことを教えてください。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。坂根委員よりこの事業に手帳カバー等の必要な物品が入っているかどうかという御質問いただきました。全体のこの障がい者福祉事務費の中に消耗品として手帳カバー等そういったものを準備する事務経費が全て入っているところではありますが、これが補正前の金額399万の中に入っているということでございまして、今回、補正でお願いしたい経費というのは、53万5,000円は全額システム改修費ということになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 関連で次の18、関連じゃないかな、18ページの上段です。障がい福祉の関連です。保育所等における性被害防止対策に係る設備支援事業費ということです。ここの事業の経過及び背景のところ、この制度が国によって創設されたということですが、これはいつのことでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。この事業を開始されたのが、令和5年の11月20日、失礼しました。正式には令和6年の1月25日に国のほうから要綱が発出されて、遡って令和5年11月29日から施行するといった内容でしたので、正確には令和5年11月29日からの施行ということになると考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 正確には令和5年の11月29日から適用するというこの制度です。この制度がなぜこの時期になって事業費を組むのかなということについて御説明をお願いします。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。時系列で説明をさせていただきますと、まず、令和5年11月20日にこども家庭庁からこの事業を開始するのでということで意向調査を実施するよという通知がございました。それを受けて本市でも市内の事業者はこの設備を希望される事業所があるかどうかの意向調査を実施いたしまして、これが12月中旬に届い

たということになります。それで、その中で6事業所が希望されておられましたけども、令和5年度中に至急取り組みたいとされる事業者がございませんでした。また、令和6年に改めて検討すると回答された事業所もありましたので、時期的に2月補正、当初予算には間に合わなかったということで次年度対応ということにさせていただいたところです。新年度になりましたから、国からの繰越しの通知がなかなかありませんで、国の動向が若干不明確な期間がございましたけども、令和6年9月9日に事業を繰り越したと、また、令和6年度の適用の要綱が制定されたという通知がございましたので、これを受け再度、市内事業者に意向調査を9月に実施いたしました。

国への交付申請は令和6年11月ということになっておりますので、その関係で12月補正で計上をさせていただいたというところがございます。国の動きを見まして、見込みとして9月等でも計上することもできたのかもしれないなと考えておるところでもありますけども、所要額、また、財源そういった形で確実な道を選ばせていただいたというところがございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 確認ですけど、要綱がはっきり分からなくて不明確な時期があったということですが、この意向調査、今年度に入ってから意向調査されたりとかする中で、もっと早くこの間6月議会と9月議会があったんですけど、そこにかかる必要はないというか、かけるまでに至らなかったっていうのは、要綱がはっきりしなかったということが原因ですか。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文障がい福祉課長 はい。先ほども少し御説明させていただきましたけども、1つは国の動向が不明確な時期があったということと、あとはその事業所のほうとも確認をさせていただいている中で、至急に取り組みたいという要望がなかったということと、12月等でも十分ですよというようなやり取りをさせていただいた、事業所のほうとしてもその時期で大丈夫だというような確認が取れていましたので、そういった時期にさせていただいたというところがございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。これはパーテーション設置やそれからカメラについてはいろいろ要件がついているみたいですけど、そういう中身のものですが、障がい者に対する性被害の問題の捉え方がこの事業だけではないと思うんですけど、もっと重要視をして捉えないといけないんじゃないのかなというふうに、事業所もそうなんだと思いますし、障がい福祉のほうも捉え方が甘いんじゃないのかなというふうに感想を持ちました。

この事業だけの問題ではないということはあるんですが、そういう、結局、通達が出されて1年経ったということを見ると、もう少し全面的な捉え方が必要じゃないかなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。同じく事業別概要のその18ページの上段のところですか。教えていただきたいんですが、性被害防止対策に関わる設備の購入や更新ということなんですが、じゃあ、具

体的にパーテーション以外にはどんなものがこれに該当するということで国からは紹介されているのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。国のほうの要綱の中で対象となっているのは防犯カメラ、また、パーテーション間仕切り等の囲いですね、そういったものが対象となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 パーテーション設置ということで、多分事業所等も4分の1の負担ということがありますので、自分ところの経営を見ながらこういう対処はせめてしたいなということで、パーテーションというのが多かったのかなというふうに思いますが、実際のその性被害等を見ますと、やはり緊急ブザーというのが必要に思います。そういった部分ではそういったものももし対象になってなければ、ぜひ要求していただきたいなということをお願いしておきたいとします。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。19ページの上段ですけど、小児慢性特定、間違えました。そうだ、健康こども部でした。失礼しました。すみません。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 資料1でいただいた横長の資料でいくと5ページ、写真が入っている9ページの湯谷荘の浴槽循環ろ過設備更新についてです。9ページに経過が書いてあります。それで、指定管理者が6月に報告をしてきて、完全に止水できない状況でしたとあります。まず、担当課は現地確認をしたんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。6月に指定管理者から報告等をいただいている中で、業者と一緒に現地のほうに確認に行かせていただいていると思います。このときに限らず状態を見に現地のほうには行っているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そのときは、業者の指導は様子を見ましょうということだったんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。まず、経過を報告させていただきますと、6月にまず報告があったということで、そのときに業者さんに点検と調整をお願いしております。それで、その同じ月の17日にどういった状況かということを確認した上で、対応策として緩んでいるボルト等を締めていただいたりしております。それから1週間後にまたその調整したところでもまだ止水が収まらなかったの、その後も様子を見ながら、業者のほうで対応をしていただいて、何回かいろいろな方法で止水を試みておりましたが、完全に止まらないまま10月に水漏れがひどくなりまして、タンクが破裂してもおかしくないというような業者からの御指摘をいただいて、対応をさせていただいたという流れになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 じゃあ、10月に業者から、いつタンクが破裂してもおかしくない指摘を受けて、それで発注はしたんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。現在12月の4日に既存の予算を流用させていただきまして、ろ過装置のほうの発注を行っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 12月4日に発注したんですね、10月にそのように、いつタンクが破裂してもおかしくない指摘を受けたけど、発注したのは12月、どうして10月に発注しなかったんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。10月時点で水漏れがひどくなったということで、業者と調整をしながら今後のことについて調整をしていたところですけども、既存の予算がなかったというのが1つ大きな理由ではあるんですけども、こういった緊急対応については、こういって予算を流用してでも対応すべきところだということで、今回12月に発注させていただきました。

それまでも、結局6月に水漏れが発生した時点で水が止まらないままずっと様子を見ていて、いろいろ止まるような処置をしていただきながら進めていたということがあって、それまでと同様に応急処置をしながら、12月までちょっとかかってしまったというか、様子を見てしまったというのが実態です。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 温泉施設のろ過設備ですので、本当に施設の使用が致命傷になってしまうということだと思います。いろいろ1年間この施設にはいろんなことを試みてもらって、集客をということを努力していただいていたんだと思いますし、指定管理を受けているところもきちんと連絡をしてきている、その関係をやっぱり大事にしないと、連絡をしても連絡も入らないようなことになってしまいかねないと思うんです。本当に的確な判断をして発注するということが必要だというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい、ほかのことってどういう内容ですか。

◆岩永安子委員 補正予算のことで。

◆星見健蔵委員長 はい、どうぞ、岩永委員。

◆岩永安子委員 事業別概要の債務負担行為で生活保護世帯の49ページの子どもに対する学習支援事業費とそれから次のページの就労準備支援事業費についてです。まず、49ページの生活保護世帯の学習支援事業費です。これは何人分の子供の学習支援をまず令和7年度行うということを想定しているんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。令和7年度ですけども、想定しておりますのが、定員120名に対して生活保護世帯は10名を考えているところです。以上でございます。

す。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。10人分を現在、このあいだ、延人数が12人で実人数が11人だということをお聞きして10人分を想定しているということです。いつもこの時期にかかるんですけど、この事業の成果と、それから新たに募集をするに当たっては、課題というような辺はどんなふうに考えておられるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。まず事業の成果になりますけれども、やはり御家庭によって学習環境が整っていないお子さんというのは、現在確かにいらっしゃいます。そのような方に対して学習する場を学習支援事業で提供いたしまして、勉強する喜びを覚えていただくことや、自ら主体的に学習する習慣を身につけていただくということは、将来においても進路選択の幅が広がるという意味で成果はあるというふうに思っておりますし、まず、それで課題になります。課題ですけども、近年参加人数というのが少し減少傾向にございます。それで、来年の事業につきましても、これから事業のほうの対象世帯に対して説明をしていくわけですけども、例えばためらっている方に対してはこういったふうな取組をしていますので、こういうふうないろいろ説明をしていきたいと思うんですけども、学習支援教室が遠方にあるからなかなか通わせられないという方に対しては、送迎というふうな方法がございまして、あと、本当に学習支援教室が夜間になりますので、ちゃんと教室に通ったかとか、ちゃんと終わった時間に家へ帰ってくるかとか、そういうふうな心配を持っている保護者の方もいらっしゃいます。

私も教室を見学いたしましたけれども、入室する際にはそれぞれQRコードを、2次元コードを持っておりまして、それを教室の入り口でタブレットにピットしますと、それが自動的に保護者の方のスマートフォンに転送されまして、今、教室に入られました。それで、帰られる際にもそれをかざしますと、今、教室を出ましたというのが保護者の方のスマートフォンに届く、そういったのでちゃんと通っていることも確認できます。そういうふうなことも説明したり、そういうふうなことを丁寧に説明いたしまして、参加者の方を増やしていく、今、ちょっと減少傾向にありますので、増やしていくことが課題かなというふうに捉えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。ぜひ、そういう課題を新しい、どこが受けられるか分かりませんが、引き継いでいただけるように、あるいはそういうことをちゃんと実現していただけるようにということで支援をお願いしたいと思います。参加人数が少ないということもやっぱりどう増やしていくのかということを工夫していただきたいと思います。

併せて50ページの就労支援準備事業のところも、成果と課題はどんなふうに考えておられるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。就労準備支援事業のほうですけども、まずは成果といたしましては、なかなか今まで就労したことがないとか、なかなか就職してもすぐに辞めてしまうと

かいう方に対して、民間企業ならではのソーシャルワーク的なアプローチの方法で時間をかけて寄り添って支援を続けていただいておりますので、そういった方が実際、パートタイムの就労が多いのかもしれませんが、そういったところで社会とつながっている、つながることができたということは、成果の一つかなと思っています。

それで、もう一つ課題ですけれども、なかなかそういった今まで就労したことがないとか、その反対の考え方になりますけれども、なかなか就労したことがないとか、就労してもなかなか続かないという方は、いまだたくさんいらっしゃいます。それで、こういった方がまだこの事業に参加していただけていない方も多くいらっしゃいますので、そういった方に声をかけて1人でも多くの方にこの事業に参加していただけて、社会とつながりを持っていただかなくてはならないということ課題として認識しております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。寄り添って時間をかけてというところがやっぱり普通の就労支援と違うところだというふうに思いますので、そこは大事にさせていただきたいなと思います。予算のこの1,403万8,000円というのは、何人ぐらいをそれぞれのところ何人ぐらいとかいう予算の区分があれば教えてください。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。予算は生活福祉課部分につきましては、定員100名に対して83名を令和7年度は予定しております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。すみません。49ページ、そして次はこども未来課に係る問題なんですけれども、ちょっとこの事業の目的であるとか、事業内容を見ますと同じことなんです。例えば生活保護世帯の児童生徒に対してというところと、ひとり親家庭の生徒に対して、この文言が違うだけであって、中身は同じですよ。それで、お尋ねしたいのは予算の性質上、こういうふうには分けているんだけど、実際、合同で開催をしているのかどうなのか、そこを教えてください。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい、生活福祉課西垣です。実際の学習支援教室は合同で行っております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。としますと、公募型プロポーザルでもその両方の事業ということで提案をされて、プロポーザルを受けられると、こういう形になるという理解でよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。合同で、一本で行う予定としております。以上でございます。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙

手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第136号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第136号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 資料1の15ページの佐治診療所の、通勤手当は分かるんです。実際に配置された方によって通勤手当の増額は分かるんですが、時間外というのはきちんと実績を評価されたということで増えたというふうに見ればいいのか、人が少なくて時間外が出たという側面もあるのかなとか思いながら、その辺はどういうふうに見ておられるでしょうか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。佐治診療所の職員の時間外勤務手当ですが、特別なことがあってということではないんですが、現在事務をさせていただいている会計年度任用職員の方が、もともとおられた方が今、産休・育休入っておられまして、それで代わりの方がちょっと来ていただいていることもあって、少しお手伝いをさせていただくようなこともありまして、少しほかの職員さんの時間外も出ておりますが、特別それがすごく負担になっているとか、人が少ないというようなことではないと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。よろしいですか。それでは質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第136号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第139号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第139号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第139号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第142号令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第142号令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め以上で討論を終結します。これより議案第142号令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第153号鳥取市プールの指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に、議案第153号鳥取市プールの指定管理者の指定について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。すみません。今日いただいた別紙の資料についてお尋ねをしたいと思います。自主事業収入その他のところで、先ほどの説明では物品の販売の、よろしいです。はい。そういう説明を受けました。ただ、この収支予算計画書というのは、もともと指定管理応募のときの資料についているものですね。そこをまずお願いします。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。指定管理者の提案書の中に収支予算計算書ということで、はい。添付してあるものでございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。としましたら、じゃあ、今日出されたやつが指定管理の応募のときのものとは違うということの認識でいいですか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。この委員会でお配りしている資料につきましては、指定管理者が提出された収支予算計画書という収入支出とたくさんの項目が書いてある内容を仕様用に収入区分を改めて設定しまして、再度そこから計算をして作成しているものでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。理解できました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この先ほどの収支予算の計画書ですが、令和7年度～11年度まで5,100万台の数字が指定管理料ということで出ております。これ前々からずっと話は出ていましたけど、今年度、今年度自体は3,700万ぐらいの指定管理料、令和3年に遡ってみると、令和3年が4,400万ちょっと、令和4年も4,400万、令和5年度も4,200万弱ということで、これはあくまでも物価高、光熱水費、電気、ガス料金も500～600万円、700万とか足したものでして、前も言いましたけど、この今年度3,700万の124万、その増額というような補正まだ出ていませんけど、一挙に5,100万に上がったと。いろいろ経費がいるとかいろいろ言っておられますけど、これを見ると、収入の。残り差額は600万、500万程度は想定できるということがあ

ったようでしてね、自主事業の収入もあり、利用料金の収入があるということで、この考え方をもう少し詳しく、ちょっと説明をお願いしたいと思います。高額になってこういうふうに収支を出されたようですが、その額の増額についてのもう少し詳しく。といいますのが、このページの77ページに職員の職種等でちょっと一覧表が出ていますが、ほとんどパートやバイトがほとんど主のようでして、人件費もほとんど少ないようですし、また、地域のほうの雇用とかそれがあまりないような感じしましてね、この指定管理者制度、大手ですけど、地域の雇用とかその辺含めて、もう少しその辺も含めた考え方をすべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。指定管理料につきましては、9月の議会のほうで債務負担のほうを認めていただきまして、それに基づいて募集要項等に掲載させていただいて、指定管理者の応募の方が5年度に分けて収支を計算された上で提出されているということですが、やはり物価高騰ということで、プールと温泉も含めてになりますので、物価高騰の影響を大きく受ける施設であるということで今回指定管理料は大きく値上がりしているということと、あと、人件費につきましては近年人件費のほうも高騰しているということで、人件費部分についても経費が上がっているということで、地域の雇用につきましては、やはり地域での雇用をということをお願いしている部分がありますので、雇用形態につきましては、その法人さんに工夫していただいているところはあると思いますけれども、地域での雇用を生んでいるものというふうに考えております。

ですので、この収支につきましても法人さんの今後の見込み等を含めて、自主事業等をどういうふうにされるかということ踏まえて計算されているものと考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。このページの3ページ、4ページにその他の項目で、その他とか4番で、4番で地域及び市民に対する貢献というのがあって、その点数もあつたわけですけど、4、5を評価点で外された理由は。それについてはどのように考えておられますか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。この評価点につきましては、指定管理者の要綱といいますか、その選定に係る諸規定がございまして、それで、この評価点についてはこういった施設の場合と、あと募集、応募で何社かとかいうような、団体が何団体あるかというようところで評価する項目が決まっております。今回のプールにつきましては1～3の項目で審査をするというものになりますので、一定のルールの下で評価をされているということになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この表の中で、この収支金額というのは指定管理者に入るものですか。その辺の実態、雑入でまた市に返るもんか、その辺をちょっと説明をお願いします。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。指定管理料につきましては、すみません。ちょっと調べてまたお答えします。

◆星見健蔵委員長 じゃあ、取りあえず、そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 積極的に新事業を取り組まれるということの評価したっていうふうを選定の理由にありましてね、それで24ページ、25ページの自主事業の計画っていうことの紹介があって、水中ウォーキングだとか、有料プライベートレッスンとか、高齢者介護予防体操なんかをやっていくというのが提案されています。これは例えばどのように、今の体制でできるのかなというふうなことを心配したりするんですが、どういうふうやっていくっていうふう聞いておられるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。自主事業ですね、プールの教室ですとか、今でもしておられまして、利用者さんの増加につながっているところです。それでこの法人さんにつきましては、同様の事業につきましてプールの管理等をほかの施設でもしておられるといったノウハウも持っておられますので、体制も組んで今後、自主事業として収益が上がるような取組をされるものと考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 部長にお聞きします。この指定管理に出される施設、市が当然持つべきものであって、それに対して指定管理者に委託するわけですけどね。基本的には儲ける施設なのか、運営していくのが市民のために、その辺の考え方ですけどね、どんどん儲けるほう、どんどん行って、それが返って指定管理料が安くなるんならいいんでしょうけどね、指定管理はどんどんどんどん増える、あるいはその地域に何ぼのお金が落ちないということだったら。今回も過去に三、四年のうちにずっともうボイラーを直したり、あれ直したりというの、市が全部修繕して取り組んできておられてね、その辺の考えはどうかなと。米子の市民プールなんか、かなり体育館いろいろあって、7,000万の委託料みたいな感じがあってね、その辺のって5,000万のそれほど規模が小さいものですからね、その辺も考えて適正な考え方っていいですか、どんどんどんどん利用促進かかるんなら、どんどんどんどん下げていくとか、それなりにね、その辺はどうも必要かなと思うんですけど、その辺をちょっとお尋ねします。

◆星見健蔵委員長 蔵増部長。

○蔵増祐子福祉部長 はい。指定管理につきましては、基本的にその施設、民間の事業者さん、企業などのノウハウをお借りしてその施設を運営していただくことができるというのが一つ大きな鳥取市にとっての利点ではないかと思っております。行政で運営をしても、なかなかその辺りのノウハウを持ってないってということから、収益を上げることができないとか、継続して運営していくことができないとかいうことがないように、民間の力をお借りするということはあると思います。その中の施設には収益を上げるものもありますし、そうでないものもあります。

このたびも老人福祉センターというものもありますので、必ずしも収益を上げる施設ばかりではないと思っております。もちろん市の施設で保有しておるものですから、市民の方、市民

以外の方にも利用して、利用促進ということは重要なことだとは考えておりますが、地元の方を、先ほども課長のほうが説明を申し上げましたが、なるべく雇用していただくようなというような気持ちもございますので、そういうふうなところも提案の中に入っているような業者というところも評価の中の一つではないかというふうに思っております。これからも指定管理をする場合にはいろんなことに配慮しながら続けていきたいと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。先ほどの寺坂委員からの御質問ですけれども、プールとふれあい会館、温泉につきましては、施設管理で想定以上の利益があった場合については協議をいたしまして、どうするのかを決定するというようにしております。多大な利益があったというような場合については、管理経費を上回る収入よりも余剰金があり、かつ年度ごとの利用料金収入が当初の収支計画に対して110%を超えた場合というふうに要綱のほうに定めておまして、この場合はこの経費について指定管理者と協議をしてどうするのかということを決めるというふうにしておるところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。非常に分かりにくい分で、基本的には指定管理料から仮に5,000万ぐらい出せば黒が500万ぐらい、600万ですか、出た場合、それは率的っていうか、その辺の考え方はどうですかね、ちょっと先ほど言われたけど、頭にピンとこんもんですから。返るのか、市のほうでまた収入として入る形であるとか、残りはね、その額は。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。実際にそういった場合が今までなかったということですが、協議の上ということになっておりますが、想定されることといたしましては、この施設もかなり老朽化が進んでおまして、こういった事業収入で施設の収入として上がった場合、やはりこの施設の修繕のほうに充てていきたいなというところではあります。実際にそういったことになっていないので、協議等をした上で最終的には決定することになりますけれども、想定される使い方については、施設の修繕のほうに使いたいというふうには考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、ございますか。はい、じゃあ、関連して、はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 だから、収支差額1マイナス2は、これは基本指定管理事業者に入ると。だけど、これを、110%をこの1マイナス2が110%超えた場合は協議をして戻してもらって、維持管理に、維持管理っていうか、修繕に回したりすることがあるという理解でいいですか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。岩永委員がおっしゃられたとおりでございますが、収支差額につきましては、指定管理者のほうに入ってということで、110%を超えた場合は協議をするということでございます。はい。すみません。110%を超えるものとしましては、管理経費を上回る収入より生じる剰余金があり、かつ年度ごとの利用料金収入が当初の収支計画に対して110%を超えた場合ということになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。

討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第153号鳥取市プールの指定管理者の指定についてを採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第154号鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第154号鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第154号鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第155号鳥取市湯谷荘の指定管理者について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第155号鳥取市湯谷荘の指定管理者についてを質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。新しく4点差で採用された事業者ということになるわけですけど、この事業者に対して管理を委託したほうとして、どういうふうに関わっていくのかっていうところをまず教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。今回、日本海テレビジョン放送株式会社に指定管理の指定の議案を提案しているところですが、これまでの湯谷荘の今年度ですかね、新たに始めたサウナ事業につきまして、積極的に進めていくというような提案のところがありませんでした。それで、やはり湯谷荘っていうところ、施設というのを見ていただいて、温泉だけでなく、その周辺の環境等を生かして利用促進を図っていくというような御提案でした。市としましても、そういった事業をされる場合、この日本海テレビジョン放送株式会社様はメディアの部門は強いので、PRをしていただけるものと考えているところですけども、一緒になって利用促進になるような広報をしていったりとか、一緒にイベント等を盛り上げていくような取組に参加したりというようなところで協力していきたいというふうには考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。モニタリングとかいう形で状況を確認していくというのは、今までと同じようにやっていくわけですね。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。モニタリング等で事業の経過等報

告をお願いするというようにしております。今までどおりです。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。サウナ事業を新たな魅力づくりというようなこと書いてありますけど、どのような計画になっていますか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。このサウナ事業につきましては、現在は今の管理者が実施しておるところですけれども、この新しい指定管理者さんにおかれましては、全国的な規模でのイベント開催等をしていきたいというような御提案をいただいているところ です。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 琴浦町みたいな熱波師が入るようなことは計画になかったですか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。西村委員がおっしゃられたような熱波師さんですかね、もお呼びするような提案も含まれておりました。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 指定管理のルールというか、ちょっとルールというときついかもしれませんけれど、私が指定管理の応募について、例えば新規者の場合は、日本海テレビジョンも新規者だ と思うんですが、大方初め3年というふうなことを聞いてきました。それで、実際その経過を 見て次に応募されてそれが認められたときから5年と、こういうような経過があるように伺っ ておりますが、このたびは、こちらの指定管理の申込みというか、これのことについてもう5 年ということを出したからこうなったのか、いや、例えば応募書類には、応募要件には、例え ば新規者の場合は3年ということが書いてなかったのか、その辺のことをちょっと伺いたいと 思って質問させていただきました。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。湯谷荘につきましては、今年度1年間現 在の指定管理者の指定期間を1年延ばして実証実験的に指定管理をしていただいております。 それで、その中で、やはり短い期間で新しい事業をしてもなかなか周知が図れないとか、そう いった取組がなかなか周知が図れないということがありますので、利用者の増に結びつきがち っと弱かったりですとか、あと、新しいイベントをするにもちょっと準備期間がどうしても 短くて実施できていないというようなこともありますので、やはり期間として5年間ぐらい指 定管理の期間を設けて新しく事業を、新しくっていいですか、そういった既存の湯谷荘という 温泉施設を活用した新しい事業をするに当たっては、ある一定期間が必要だというふうに考え ております。

ですので、今回、新しい指定管理者に選定しておりますけれども、この事業をするに当たっ ても新しい事業は幾つかしていただくような御提案をいただいておりますので、5年間指定管 理として指定期間を取りたいというふうに考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。ありがとうございました。私がちょっとこの考えたというか、今のお話を聞きながら理解したのは、湯谷荘って冬場はもう雪でかなり本当に交通便も含めてちょっと不便になるようなそういう場所でございます。それで、ただし、やはり地元以外で全国的にもそのサウナ事業を展開し、誘致客を求めるということであれば、その土地状況であるとか含めて、そしてまた事業展開をするに於ける期間であるとか含めてやはり新規者であろうと、継続者であろうと5か年ということで、その事業内容を見て5か年ということの募集をかけたという理解でよろしいですか。

◆**星見健蔵委員長** 松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。新規の事業をするに当たって、新規の事業っていいですか、今後湯谷荘の利用促進を図るに当たって、やはり5年、5か年という指定期間が必要だというふうに考えているところです。はい。あと、冬場の交通の便とかそういうこともありますけれども、一つ、地域の方との連携したイベントというようなところも御提案をいただいております。そういったイベントをするに当たってもやはり新規のイベントになりますので、そういったところでも準備として5か年していただいて定着したイベントをつくっていただきたいというふうにも考えているところです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** それぞれの理由は分かるんですが、私がなぜこの質問をしたかということ、じゃあ今後、この様々な指定管理がありますよね、としたときに、今までは新規の事業であるとかは3年ということがありましたけれど、いや、そうじゃなくって、ものによっては5年ということもあり得るんだと、こういうことの意味にもなりますし、併せて5年ということであれば、やはりきちんとした理由づけが必要だと思うんです。ああいうこともあり、こういうこともありではなくて、こういう観点で5年としたということのきちんとした理由を定めとんと、今後の指定管理応募についての事業が明確にならないというか、このときにはこうでこのときにはこうだという対応になってしまいますので、そこをしっかりとしてほしいと思います。要望しておきます。はい。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第155号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定についてを採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第156号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** 次に議案第156号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。はい。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第156号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第157号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第157号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第157号鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第158号鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第158号鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。はい。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第158号鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第159号鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第159号鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定についてを質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第159号鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について採決いたします。本案について賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。全ての議案は終了いたしました。委員の皆様で何かございますでしょうか。岩永委員。

◆岩永安子委員 前回の委員会の際に、今日20日からと23日から、

◆星見健蔵委員長 今日は18日です。

◆岩永安子委員 失礼しました。今週20日とそれから23日からかける地域医療計画と、それから認知症でしたかね、ぜひ、どういうものがかかるのかなって、先週出たものじゃないものがかかるわけで、ちょっと紹介と、それから原本が今週中に出来上がるんでしょから、ぜひそ

れは委員に配っていただきたいなと要望とお願いします。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内でございます。まず、私どもの地域福祉推進計画でございます。これにつきましては前回御案内のとおり、12月20日から市民政策コメントを開始いたします。今その準備をしておりますホームページであるとか、あと、本庁あるいは総合支所、そういったところで実際に計画全体のものをお出しするように予定をしております。また、議会のほうにつきましても、20日の朝には、事務局さん通じて全議員さんのほうにお届けするように、今、準備をしておりますので、ぜひ御覧になっていただきたいというふうに思います。

また、全体の概要ということで、この前は本当にかいつまんだ重点取組のところを行政と市社協の取組というところをちょっと重点的に説明をさせていただきましたが、基本目標が4つあります。基本計画がそれぞれにあります。そういったものを全て網羅して、この前、前回に、いわゆる市民や民間事業者さんの方向性とか、そういったものがちょっと記載がなかったものですから、当然そういったものも入れたものを、ほぼほぼ計画全体のものをお出しするようにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほか。はい、藤木所長。

○藤木尚子中央包括支援センター所長 はい。中央包括支援センター藤木です。前回、認知症施策推進計画につきまして概要を出させていただいたところで、ちょっと資料の準備等不足していたところもあったかなと思いますが、計画策定に当たりましては、具体的な取組ということも記載をして、計画の冊子を作って多くの方というふうに思っておりますので、地域包括等を含め、いろんな方に周知させていただこうかなというふうに思っておりますし、通常のウェブサイトなどにも掲載をしたり、本庁舎、総合支所などにも冊子を置いて思っております。

前回の4つほど目標を立てていたところがあるんですけども、その目標を推進していくに当たっての基本的な考え方ということで、新しい認知症観の理解と実践というところを求めることを考え方の柱にもちょっと追加をしまして、目標を推進していくための取組と具体的な評価項目というようなことで事業のことも絡ませながら記載をさせていただいているところですので、ぜひ皆様方からも御意見いただけるとありがたいかなと思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいでしょうか。それでは以上で福祉部を終了します。福祉部の皆様、ありがとうございました。

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入りますが、最初に一言だけ申し上げおきたいと思います。今の時間が12時15分前ということでございます。これを議案の審査と報告事項を行えば若干お昼を超えるというふうに思いますが、皆さんが駅南庁舎からの出入りということで、行ったり来たりということが大変ですので、若干お昼は過ぎますけども、最後までやりたいというふうに思っておりますのでよろしく願いします。

それでは引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に竹内健康こども部長よ

り御挨拶をいただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 はい。健康こども部長の竹内です。どうぞ今日はよろしくお願いたします。はい。健康こども部の議案についてですけども、先日、説明をさせていただきました議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）の1件でございます。御審議のほどよろしくお願います。それからその他の報告としまして鳥取市こども計画の策定について、それから令和7年度の市立保育園、散岐保育園とさじ保育園の休園について御報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長のほうが説明させていただきますのでよろしくお願います。本日はよろしくお願います。

◆星見健蔵委員長 それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。皆様におかれましては質疑、答弁において簡潔にさせていただきますようお願いいたします。

議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。19ページの上段です。小児慢性特定疾病対策等事業費ですが、今回、補正予算額が大きくされて扶助費、医療費の決算見込みによる増額、すみません。説明があったかもしれませんが、その理由を教えていただけないでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。はい。小児慢性特定疾病の医療費の増額につきましては、件数等精査させていただいたんですけども、昨年よりも件数については大きな変動はなく、ただ、医療費のほうが高額な治療が多かったことにより医療費のほうの助成が増額したものと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。事業別概要22ページの下段ですけど、養育支援訪問事業費ということで121万8,000円の補正が出ておまして、この補正前の額というのは予算書見るけど、当初予算、予算書の中にも載ってなくて、この当初の176万円というのはこの内容はどうかその辺の内訳をちょっと説明お願います。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。当初予算の内訳につきましては、養育支援訪問事業につきましては、令和5年度までにつきましては訪問ということと、それからカウンセリングの事業をしております。それで、令和5年度から子育て世帯訪問支援事業という育児と家事の支援の事業を立ち上げましたものですから、養育支援訪問事業の訪問の部分につきましては、新年度、6年度については計上しておりませんで、それで、心理士によるカウンセリングのみの事業になっております。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。非常に176万というのは計上してなくて、ほかの予算でということでしょうか、この児童福祉総務費ではなしに。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭相談センター森田です。当初予算のこども家庭支援事業費の中に養育支援訪問事業を計上させていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。こども家庭支援事業費ですかね、△70万1,000円というようになっておるけど、これ当初だったかいな、これ補正か。当初の、はい。ちょっと調べてみます。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。先だつての一般質問にもありましたけど、健康被害対策事業負担金です、8,800万、コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方ということなんです。この国の基準についてもうちょっと詳しく教えてほしいんですけど、よろしく。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。この死亡の給付金の額についてということでしょうか。額につきましても国のほうが、もう選定しているものになりますので、もう年度ごとに定められております。それで、金額は予防接種法の施行令に示されておるものですので、その年々の物価であるとか、そのようなものを考慮した額を定めているというふうになっております。年齢、性別に関係なく一定の金額でございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 いわゆる持病があったりとか、そういうことも関係なしに、年齢関係なしにということで理解していいですか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。そのようになっております。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 ということはこれを2で割ったらお一人当たりという理解でよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。先回の説明のときにも説明させていただきましたけれども、お二人、死亡認定お二人の給付費になります。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 同じく、同じ場所です。一般質問の中でちょっと数字が間違っていたらまた、訂正していただきましたんですけど、16件申請があり、そのうち2件が取下げ、そして残り14件のうちの2件が死亡、それで、あと、12件が審査中またはもう死亡ということではないけれど、ちょっと傷病というんですか、表現がちょっとよく分かりませんが、そういう状況だというような報告があったと思いますが、じゃあ、その12人の方に対して国からは先ほどの死亡一時金みたいな、そういう対策があるのかどうなのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。この健康被害の申請件数ですけれども、令和3年度～5年度までの期間での申請件数は15件です。そのうち、認定が12件、否認が1件、取下げが1件、残り1件は審議中となっております。この死亡の2件につきましては、認定件数の12件のうちの2件でございます。それで、そのほかの10件の認定につきましては医療費とか、医療手当に係る認定でございまして、治療のためにかかった医療費等の支給がされております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 じゃあ、医療手当の支給ということについてはどういう予算科目で入り、支出されるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。医療費・医療手当につきましてもこの健康被害対策事業負担金の中の額に含まれております。それで、当初予算のほうに計上させていただいております。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 母子生活支援施設運営費、この中の公益財団法人ライフスポーツ財団、この組織についてちょっと概要を教えてほしいんですけど。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一子ども家庭センター所長 はい。組織の概要に当てはまるかどうかは分かりませんが、この活動支援金についての概要を御説明させていただきたいと思っております。対象の団体が地方公共団体か広域地方公共団体の外郭団体という形で、主にスポーツや運動を主要活動する団体ということになっております。それで、趣旨ですけれども、生活様式や環境の変化などにより、子どもたちが身体を動かす機会が減少傾向にありますと、そのような状況の中、子どもたちの健全な心身の発達に資することを目的に、幼少時期から遊びを通じた運動週間のきっかけづくり、それらの機会の創出や環境整備等に関する経費ということで、対象となる経費の例としましては、固定遊具、滑り台やブランコ、それから複合遊具等の設置及び修繕に係る費用ということで、団体一律で上限100万円という具合になっております。それで、ライフスポーツ財団の組織の事務所につきましては大阪府の吹田市のほうにございます。そういう形と募集がございまして、それで支援金の申請をしておりましてところが承認になりましたので補正をさせていただくというものでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 じゃあ、これ全国ベースでこういう母子、スポーツの、こういう遊具とかそういうことをされてるといいますか。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一子ども家庭センター所長 はい。子ども家庭センター森田です。全国ベースで受けられとって、その地方公共団体ですね、その母子生活支援施設に限らず、そういう施設を持っている市町村につきましては、都道府県市町村につきましては申請を受け、それに該当するというこ

とで、必要だということで認められたものについて支援金を交付されるというところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 その他の遊具というのは、どのようなものがありますか。先ほど撤去費もというようなことお聞かせいただいたんですけど、こういうのを使えばいいなというふうに思ったもので、はい。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一子ども家庭センター所長 はい。子ども家庭センター森田です。基本的には固定遊具ってなっておりますので、通常の公園とか、そういうところにある遊具につきましては対象になるのではないかな。それを地方公共団体のほうが申請をすれば、その年度に該当になるかならないかは分からないんですけども、対象、交付対象っていいですか、募集対象になってくるのではないかとこの具合に考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 本市では過去にこれを受けたことはありますか。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一子ども家庭センター所長 はい。子ども家庭センター森田です。過去には若草学園で、この支援金を受けた経過がございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。秋山委員。

◆秋山智博副委員長 はい。事業別概要書の20ページの上段と下段の不妊治療関係のことですが、昨日もたまたまこの関連の番組があつて、少しちょっと見てたんですが、その中で実際にこの治療を受けとられる方の中から年齢制限がこの国の制度では42歳までだかあつて、来年度、今、その年齢に達しとって来年度からどうしたものかとても悩んでいるというのがあつたんですが、この県の制度、あるいは鳥取市の下段の、この上乗せの制度等々も年齢制限は同じでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長 はい。子ども未来課小野澤です。はい。この県の助成制度は、その年齢制限を超えたところの助成を行っております。40歳未満の場合は6回まで、40歳～42歳3回まで、43歳以上、年齢制限により全額自費となった治療につきましては上限3回まで助成を行っております。以上となります。

◆星見健蔵委員長 秋山委員。

◆秋山智博副委員長 はい。本市の上乗せ部分も同じことということでいいですかね。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長 はい。子ども未来課小野澤です。本市の助成につきましても同様となっております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。はい。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第134号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手

願います。

（賛成者挙手）

◆星見健蔵委員長 はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その他の報告

鳥取市こども計画の策定について

◆星見健蔵委員長 それでは次にその他の報告に入ります。まず、初めに鳥取市こども計画の策定についての説明をお願いします。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。資料、本日の資料2ページになります。鳥取市こども計画の策定について御説明させていただきます。本市におきましては、令和2年度に第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画を国の指針に基づき、子育て支援の総合的な計画として策定し、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できることを目指して様々な子育て施策を推進しております。また、令和4年3月には国の子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づき、第2期鳥取市子ども未来応援計画を策定し、子どもの貧困対策に継続的に取組を進めております。

今年度策定しているこども計画は、国のこども大綱、子ども・子育て支援法、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法、また、県が令和6年3月に策定しましたシン・子育て王国とっとり計画を勘案し、策定を進めております。本市における計画の位置づけとしましては、第11次総合計画及び鳥取市人口ビジョン及び鳥取市創生総合戦略の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画として地域共生の実現を目指す鳥取市地域福祉計画等関連する他の分野別計画との整合に配慮し策定を進めております。

本計画の期間は令和7年度～令和11年度までの5年間の計画として策定しております。この計画につきましては3ページ目になります。現状の課題や把握のために住民アンケートを行いました。就学前の児童保護者、小学生保護者、若者を対象に実施しました。また、市内の教育、保育施設や関係団体等を対象に、子ども・子育て支援の推進に向けた取組の在り方や課題についての調査を行いました。計画の施策体系の考え方につきましては、資料の4ページの一冊右側のところに本計画の施策体系ということで案を載せております。

基本目標としまして右側に掲載しております7つの基本目標を軸にして各施策を策定しております。施策の策定に当たりましては、そのすぐ隣のところに掲載しておりますアンケート調査や第2期計画期間の取組から把握できた主な課題や社会情勢等を鑑み策定を進めております。また、新たな取組を行っている事業につきましても目標を設定し、取組を推進していくこととしております。なお、子どもの貧困対策推進計画である第2期鳥取市子どもの未来応援計画は、計画期間を令和4年度～令和8年度としているため、目標につきましては現状を把握した上で検討し、目標設定を再度行うこととしております。

また、ちょっと3ページに戻っていただいて、本計画の策定に係る今後のスケジュールとい

たしましては、鳥取市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、鳥取市若者会議、子どもの未来応援地域協議会において御意見をいただくこととしております。また、来年の1月中旬から市民政策コメントを実施し、市民の方々より意見をいただくこととしております。その後、修正を行い令和7年3月に計画策定を予定しております。なお、本日、計画の素案を提示させていただく予定でしたが、各目標の確保量の見込みということで次年度の保育所有者の人数等参考とするため、素案の提示が後日となります。大変申し訳ありませんが、素案ができ次第サイドボックスのほうに掲載させていただきますので御確認、御意見等よろしく願いいたします。説明のほう以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。まず、計画、4ページまずちょっと細かいところ、すみません。4ページの基本目標7のところ、右側の。ここに仮についておりますが、それまでの基本目標には仮はないんですが、この仮の意味教えていただけますか。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。この子ども・若者計画につきましては鳥取市において初めて追加するもので、今のところまだちょっと検討中ということもありまして、仮ということを入れさせていただきました。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。分かりました。ただし、スケジュールでいうと1月には市民政策コメントを実施されるということになっておりますが、じゃあ、この仮が取れるのはいつ頃ということを考えておられますか。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。鋭意策定を進めておるところで、年内には仮が取れる状況にと考えております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 今度は策定の概要のところと、あと、鳥取市こども計画というところの問題で、問題でというのは何かというと、第2期鳥取市子どもの未来応援計画、これが令和8年度までとなっていますね。それでこれはもともと貧困対策の関係で出されて、各地方自治体が計画をつくらなければならないということでつくられたものだと思うんですが、この鳥取市こども計画ができて、なおこれは存続させなければならないものなのかどうなのか、このことだけ教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。はい。この貧困計画につきましては、このこども計画の中に内包するという形でこの計画は鳥取市の貧困計画ということで内包させる予定としております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** としましたら、この右側の下のところに米印で、最後のほうに第2期の1～4

は本計画では鳥取市子どもの未来応援計画に移行予定と書かれていますね。それで、これを読んだときに、私はこのこども計画が策定をされたのであれば、この未来応援計画というのは、もうやめてもというか、端的に言うと、もうなくしてもいいものではないかというふうに思ったんですが、そこについてはどうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。はい。ここの計画のほうに移行しますので、なくすという表現ってちょっと間違っているかもしれないんですけども、移行するという形で令和7年度～11年度までの計画として目標設定を行います。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。ですから、未来応援計画というこの中身をこども計画ということに引き継ぐんだと、こういう理解でよろしいってということですね。はい。分かりました。もう1点いいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 このこども計画で具体的にしては未来応援計画であるとか、子ども・子育て支援事業計画であるとか、ここで今度こども計画になったときに、新規に入ったものってありますか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。新規に入ったものはたくさんあるんですけども、主な数値目標で新たに加わったものとしましては、令和7年度からのこども誰でも通園制度と、あと、産後ケア事業等が追加となっております。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。若者や子どもの意見を聞くというようなことがあるわけですが、やはりこども計画は全庁的な取組が必要じゃないかなというふうに思っています。この策定スケジュールの中にそういうのが伺えない。やはり子育てと仕事の両立ということになれば、中小企業の経営者の方に何かしらの啓発が必要であったり、地域で育てるということになれば市民生活の関係もあるわけですし、そういうことで全庁的な取組についての認識をお尋ねしたいと。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。すみません。こちらのほうに掲載しておりませんが、子どもの未来応援計画、貧困に対する計画につきましては庁内会議のほうを実施して意見等を聴取しております。今現在ですけれども、全庁的にこの計画のほうの策定に向けては確認を行っているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。はい。

令和7年度の市立保育園（散岐保育園、佐治保育園）の休園について

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして令和7年度の市立保育園、散岐保育園、佐治保育園の休

園について執行部、説明をお願いします。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。それではその他報告説明資料の5ページを御覧ください。令和7年度の市立保育園、散岐保育園と佐治保育園の休園についてでございます。令和7年4月1日入所に係る第1次申込み、こちらのほう11月中旬に締め切っておりますが、こちらの結果などから散岐保育園及びさじ保育園の入所児童数が大きく減少する見込みとなりました。この状況を踏まえまして少人数での園運営における子ども同士の関わりや集団での保育が成り立たなくなるということでの園児の育ちへの影響を鑑みまして、令和7年度はこの2園につきましては休園をすることといたしました。

その園ごとの見込みの人数としましては、1番の入所児童数の推移を御覧いただきたいと思っております。(1)の散岐保育園でございますが、一番下の7年度の4月見込みというところでございます。園全体で4人というところで、さらに以上児がゼロというような状況でございます。続いてさじ保育園のほうですが、こちらも園全体で5名というような、かなり少人数というところで、1歳～5歳までがそれぞれ1名ずつというところで、なかなかこういった状況で同年齢、異年齢の関わり、集団での保育、活動というのが難しくなるというような状況でございます。

2番の継続入所希望者の対応についてというところでございますが、先ほどの4名、5名の方への対応でございます。各園とも、現在、在園の保護者の方を対象に説明会を実施いたしまして、令和7年度の休園について了解を得た上で、継続入所を希望される保護者に対しましては転園先の意向を確認しまして、希望される園への入所調整を行ったところでございます。そのほかにも地元の説明といたしまして、佐治のほうに関しましては地域振興会議、また、自治連合会への説明を終えております。散岐のほうに関しましては河原の地域振興会議のほうを13日の金曜日開催予定で、そこでの説明を予定しておりましたが、急遽延期になりまして25日に開催ということになりましたので、そちらでの説明をさせていただきますし、本日夜に、散岐地区の関係者に集まっていたいて、散岐地区の関係者へは説明をさせていただくこととしております。

3番の令和8年度以降の対応についてでございますが、令和8年度以降につきましての各園の在り方につきましては、今後の各地域における出生数などを踏まえて検討していきたいと考えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、説明をいただきました。委員の皆様から本件について御意見、御質問等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 今回のことは行いましたとかあるので、決定ということを報告をされたという、こういう事案だというふうに思います。ただし、その2番の現在在園の保護者を対象に説明会を実施しとありますが、保護者からはどういう意見があったのかお聞かせください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。保護者の方の意見としましては、やはり休園となることは寂しいというような声もいただきましたし、そのほかに、了解を得たという

ところではありますが、今の小規模な園から少し規模の大きい園に移るところの不安というようなお声もいただきまして、そこに関しましては、今現在も近隣の園のほうとも交流を行ったりはしているんですけども、その頻度をちょっと増やしたりだとか、あとは保護者の方の園見学とかというところの受入れでの対応をさせていただくというところで、保護者の方には、そこは納得いただいたところでございます。はい。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 8年度以降は各園の在り方については今後ということになっておりますけれど、実際、これからの保育所施設等の在り方というやつが示されました。そのときには、やはり私立の保育所等がやはり入れないのは、各村々の地域だろうと、そういったところにはやはり公立の保育所を残していかなければならないという意向を持っているというような、こういう説明もあったと思いますので、4人とか5人となると、なかなかやはり今度は財政的なこと含めて、市の財政的なことを含めたり、子供の育ちというところを見たときに難しい面があるかもしれませんが、じゃあ、地域からやはり子供の声なくなるっていうのは、やはり地域自身の活性化もなくなっていくということもありますので、実際、どういった基準で、どういうふうに判断するのかということをもう一度再考していただきたいということを、ちょっと要望しておきまして意見とさせてもらいたいと思います。

財政上の問題と含めて考えると、かなり難しいようなところが出てくる現状があるなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 河原地域のところでは、散岐地区の関係者に集まってもらうということの報告がありました、今日だと。まず、散岐地区の関係者っていうのはどういう範囲なのかということと、佐治のほうは何か、そういうことはしなくていいのか、あるいは要望は出てないのかっていうようなところを教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。まず、散岐地区の関係者の対象でございますが、公民館の役員さん、あと、自治会長、各区長、老人会会長、まちづくり協議会の正副会長、あと、小学校のPTA会長、それと園の保護者会長、そういった関係者に集まっていただいた説明会というところで予定しております。それともう1点ですが、佐治のほうは、ちょっと先ほどの説明でも申し上げましたが、佐治の地域振興会議と、あとは自治連合会の役員会、そして自治連合会の定例総会、こちらのほうで説明は終えております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今回、休園ということですので、4人とかね、5人、それも年齢のところでは1人というようなことではなかなか大変だなというふうに思いますし、集団での育ちというところが難しいという判断はしょうがないのかなというふうに思います。ただ、この散岐保育園はこれまで、ここに置いてほしいという要望もあったところだと思いますし、さじ保育園も統合して10年ほどじゃないかというふうに思いますので、やっぱり地域の保育園、さっき坂根さん言われたように、状況をやっぱりつかみながらやっていかないと、ないもんだっていうような

ことになってしまわないように、今は休園中で、そこをまた、こういう状況になれば開園できるというようなことは、やっぱりぜひ示していただいたり、それから休園中の施設も上手に使っていただいて、地域の皆さんの、保育園の認識を絶やさないように、やっぱりここで、保育園があるといいねというような思いが続いていけるようなことは、ぜひ、建物の活用というようなかで考えていただきたいなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 要望ということでもいいですね。

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それではこれをもちまして健康こども部を終了いたします。健康こども部の皆様、大変お疲れさまでした。

皆さんのほうで何かそのほかございますでしょうか。若干、お昼も30分ほど過ぎましたが、これをもちまして福祉保健委員会を終了したいと思います。大変お疲れさまでした。

午後12時28分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長

令和6年12月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、その他の報告)

日 時：令和6年12月18日(水)

10:00～

場 所：本庁舎7階 第1委員会室

市立病院 (10:00～)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第146号 令和6年度鳥取市病院事業会計補正予算(第1号)

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第134号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第136号 令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・ 議案第139号 令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第3号)
- ・ 議案第142号 令和6年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)
- ・ 議案第153号 鳥取市プールの指定管理者の指定について
- ・ 議案第154号 鳥取市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第155号 鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について
- ・ 議案第156号 鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第157号 鳥取市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第158号 鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- ・ 議案第159号 鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の指定管理者の指定について

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 134 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 6 号)【所管に属する部分】

2 その他の報告

- ・鳥取市こども計画の策定について (こども未来課)
- ・令和 7 年度の市立保育園 (散岐保育園、さじ保育園) の休園について (幼児保育課)